

2020年1月21日

三井住友海上火災保険株式会社  
一般社団法人公立大学協会

## 公立大学法人向け「団体役員賠償責任保険」制度の創設について

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原典之、以下「三井住友海上」）と一般社団法人公立大学協会（会長：鬼頭宏、以下「協会」）は、2020年4月1日から、公立大学法人向け「団体役員賠償責任保険」制度を創設します。

2020年4月から、改正地方独立行政法人法の施行に伴い、公立大学法人の役員は公立大学法人に対して自らの業務に起因して損害賠償義務を負うことが明記されます。これにより、訴訟リスクの発生による公立大学法人の役員の担い手確保が喫緊の課題となっています。こうした中、三井住友海上と協会は、役員の経済的・精神的負担を軽減するとともに、公立大学法人の事業運営を支援すべく、協会の会員大学を設置する公立大学法人向けに新たな制度を創設します。

三井住友海上と協会は、今後も公立大学法人の安定した事業運営に貢献していきます。

### 1. 商品の概要

#### (1) 補償内容

公立大学法人の役員が、自らの業務に起因して損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金、争訟費用等）を補償します。

また、役員が自らの業務により争訟となり、結果として損害賠償金が発生しない場合においても争訟費用等を補償します。

#### (2) 加入方法

各公立大学法人が個別にお申し込みいただくと、その公立大学法人の役員を包括的に補償します。（2020年度募集の申込締切は2020年2月末）

### 2. 本制度創設の背景

- ・2004年に施行された地方独立行政法人法において、地方独立行政法人の一形態として公立大学法人制度が導入されました。これにより地方公共団体は、公立大学法人を新たに設立し、公立大学の管理・運営を独立させることが可能となり、2019年4月1日時点で、協会会員の全93大学中82大学（75法人）が法人化しています。
- ・2020年4月の改正地方独立行政法人法の施行において、公立大学法人の役員が公立大学法人に対して損害賠償義務を負うことが明記されます。
- ・公立大学は、地域における高等教育機会の提供を通じて、知的・文化的拠点としての中心的役割を担っており、今後も、地域社会の活性化に向けた貢献が期待されています。
- ・そこで、公立大学法人の役員が安心して業務に取り組めるよう、三井住友海上と協会が連携して、役員が負う訴訟リスクに対応する「団体役員賠償責任保険」制度を創設しました。

以上